

## 第3章 計画推進に係る基本的考え方

### 1. 市民等との協働による推進

本市においては、平成23年3月に「鳴門市自治基本条例」を制定し、「まちづくりの主体」として市民等を位置付けており、また、災害による被害を未然に防いだり最小化するには市民等の協力が必要不可欠であることから、市民・事業者・地域・行政が連携した取り組みが求められています。

今後も、市が実施する防災・災害対策への取り組みの状況、施策や事業の決定事項や進捗状況等を、「広報なると」やテレビ広報、市公式ウェブサイト等を活用し、一人でも多くの市民等の理解が得られるように広く周知するとともに、出前市長室や意見交換会等で市民等の防災・災害対策に関する意見や要望等についても確認するなど、情報の提供と意見の収集に努めます。

このような取り組みを継続して行うことにより、防災・災害対策のための取り組みを市民等との協働により推進します。

### 2. 関係機関・団体との連携強化

防災意識の醸成、災害時における円滑な救助と被災者への支援、被災者の健康管理、ライフライン等の復旧などの防災・災害対策事業の推進により、地震と津波の被害を最小限に抑えるとともに様々な支援を円滑に行うためには、それぞれの地域において、防災活動や災害対応を行う消防分団、自主的・主体的な活動を行っている自主防災会や自治振興会、社会福祉の向上に努めている民生委員、この他にもライフライン関係機関や医療機関など、様々な機関や団体との連携が重要となります。

このようなことから、これらの関係機関・団体をはじめ、国・県・他の市町村との事前協議を行うとともに、必要に応じて協定を締結するなど、防災・災害対策のための連携の強化を図ります。

### 3. 計画の進捗管理と評価の実施

本推進計画に定める防災・災害対策のための施策・事業を着実に推進することにより、防災活動の円滑な取り組みと災害時における迅速な対応を行うため、これらの施策・事業については進捗管理を定期的に行うとともに、事業完了後には評価を行います。